

## 風水害時の「車両退避場所」の確保について

令和3年8月26日  
行政経営部 危機管理課

### 風水害時の車両被害を防ぐため、市有施設や民間事業者の駐車場を開放します

台風などの風水害時に、市民の財産である車両を水没による被害から守るため、事前に浸水想定区域等から安全な場所に車両を移動させることができるよう、「車両退避場所」として市有施設や民間事業者の駐車場を開放します。

#### ○ 「車両退避場所」一覧（令和3年8月末現在）

河川名	施設名	所在	備考
姿川	ろまんちっく村	新里町丙	
	株式会社カンセキ（本社）※	西川田本町3丁目	駐車場の一部のみ使用可能
田川	スケートセンター	城南3丁目	城南グラウンドも使用可能
	株式会社SUBARU ※	陽南1丁目	駐車場の一部のみ使用可能
鬼怒川	みずほの自然の森公園	西刑部町	

※ 協力いただく民間事業者については、今後、災害時協定を締結し、車両退避場所としての使用を開始

#### ○ 車両退避場所の運用について

- ・ 避難情報の対象となる河川ごとに、「車両退避場所」を開設（市が開設を決定していない場合、「車両退避場所」は使用できません。）
- ・ 開設する「避難所」と「車両退避場所」を、市の登録制防災メールやホームページ、テレビ、ラジオなどにより周知します。
- ・ 「車両退避場所」は、車両を水没による被害から守るためのものであり、車中泊避難のための場所ではありません。（車両を置いた後は、乗り合いなどにより「避難所」や安全な場所へ避難してください。）

#### 宇都宮市防災協力事業所 ～その他災害時に車両を退避させることが可能な場所～

- ・ 人材や物資、避難場所の提供など、協力できる内容をあらかじめ登録いただいています。
- ・ 市が要請・開設するものではなく、災害時は事業所の判断で協力活動を実施します。
  - ▶ 施設や駐車場を一時的な避難場所として提供可能な事業所：約100事業所  
(市ホームページに掲載)